

山口県公安委員会告示第八―三号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により、次の遊技機の型式について、同規則第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の検定をいう。）を行った。

令和元年八月二十九日

山口県公安委員会

検定番号	型式の概要		製造業者名	氏名又は名称	申請者		検定の有効期間
	遊技機の種類	型式名			住所	その代表者の氏名	
一七三	ぱちんこ遊技機	P春夏秋冬ZB	株式会社ソフ ィア	株式会社ソフ ィア	群馬県桐生市境野町七丁目二〇 一番地	井置定男	告示の日（令和元年 八月二十九日）から 三年間
一七四	回胴式遊技機	S喰霊零 運命乱JJ	株式会社JF	株式会社JF	大阪府大阪市中央区内本町一丁 目一番四号	今山武成	〃
一七五	ぱちんこ遊技機	PA海物語3R2F	株式会社三洋 物産	株式会社三洋 物産	愛知県名古屋市中千種区今池三丁 目九番二一―号	金沢全求	〃
一七六	〃	YPAファイバーマクロスフロンティア3	株式会社三共	株式会社三共	東京都渋谷区渋谷三丁目二九番 一四号	筒井公久	〃
一七七	回胴式遊技機	ASブラックラグーン 9.0マシンガン AT	株式会社七匠	株式会社七匠	東京都渋谷区南平台町一六番一 号	照沼丈史	〃
一七八	〃	S PYRAMID EYE A2	株式会社大都 技研	株式会社大都 技研	東京都台東区東上野一丁目一番 一四号	木原海俊	〃